

福祉のひろば



2014

特集

障害者の権利条約が いきる社会と日本



ひろばトーク

一般社団法人
全日本視覚障害者協議会代表理事

たなか しょうじ
田中 章治さん

障害者権利条約批准——新たなスタートラインに立って

編集 総合社会福祉研究所

住む人・使う人が主人公！

私たちは住む人・使う人の
立場に立って設計しています。
お気軽にご相談下さい。

京都建築事務所

〒 604-8083
京都市中京区三条柳馬場東入中之町10
代表取締役社長 川下 晃正
TEL (075) 211-7277
FAX (075) 211-7270
<http://www.kyoto-archi.co.jp/>

〒601-8382
京都市南区吉祥院石原上川原町21
<http://www.creates-k.co.jp>

クリエイツかもがわ

TEL 075 (661) 5741
FAX 075 (693) 6605
送料何冊でも240円

東郷久◆著

地域づくりと 地域的循環

大阪・八尾からの発信
分析、提言。
から総合的に

1600円十税



●地域資源に目を向け、生活の豊かさを実現する地域づくりの課題を探求！

行動の背景に、なにかあるのかに目を向ける
と、障害によっておこる症状だけでなく、子
どもの思いが見えてくる。経験豊かな先輩マ
マと支援スタッフの手立ての工夫が満載。



わかってくれるかな、 子どもたちの高次脳機能障害

発達からみた支援 太田令子◆編著 1500円十税

●実生活の格闘から見える子どもたちの思い、親の痛み

空気を調整した柔らかいファシリテーション・ボール(FB)を
媒介に重力の負荷が軽減されることを利用したボディワーク。
抗重力活動・バランス・姿勢の保持・静止・変換・移動・手指操作な
どを個々に応じてプログラム。自発的な動作を引き出す。

「ふわふわボールを使ったからだづくり キヤレンジー！」 ファシリテーション ボール・セッション(FBM)

FBM研究会◆編
フルカラー
2300円十税





なにわのふくむ探訪！
変化する「ゴリアタウン」・釜ヶ崎の現実から学ぶ

御幸通中央

KOREA TOWN

百済門

KOREA TOWN

KOREA TOWN
オイソ ボイソ サイソ
오이소 보이소 사이소
索てえな 用てえな 賣るてえな
御幸通東商店街振興組合

質船橋質舗

第二〇回社会福祉研究交流集会の二日目（八月三一日）にフィールドワークを企画。現時点では、「生野コリアタウン」と「釜ヶ崎」を予定しています。

在日コリアンが多く住む大阪市生野区。植民地時代の一九二二年〜四五年にかけて、「君が代丸」という済州島と大阪を結ぶ貨客船が運行されていたことや、生野区を流れる平野川の開削工事に、朝鮮の人々が労働力として集められたことなどが、背景にあると言われています。

意見交流の場では、在日コリアンで障がいのある子どもをもつ趙知華さん（写真左中央）と安龍峰さん（写真左奥）から、自身の生い立ちや、在日コリアンとして生きてきた思い、障害のある子どもを抱えて感じたことや悩みをお話いただきます。

また、生野区で約60年にわたり子どもたちの生活と成長を見守ってきた保育園、東桃谷幼児の園の林綾子園長と、園の元保護者でもあり、長年地域の活動に取り組みされている船越康巨さん（全国借地借家人組合連合会相談役）にもお話をいただきます。

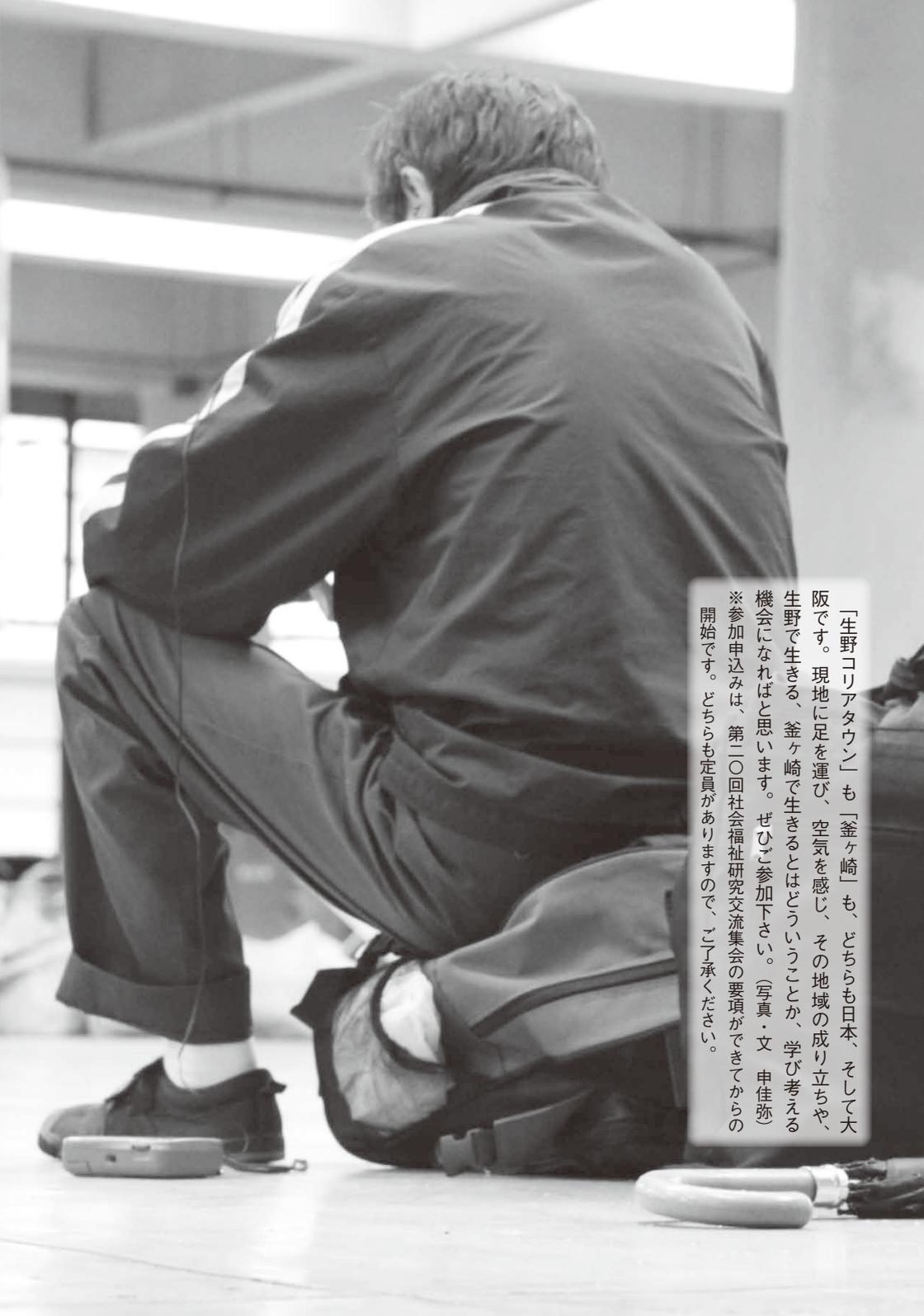




ワールドワークニか所めは、西成区釜ヶ崎です。引率をお願いするのは水野阿修羅あしゅろさん（写真・メンズサポートルーム大阪）、後半のお話は庄保共子ともこさん（こどもの里館長）です。

いま釜ヶ崎は、元日雇い労働者の高齢化で生活保護受給者を対象にした「福祉マンション」や老人ホームが乱立する一方、日雇い労働者は大幅に減少しています。

それでも、日本一の「寄せ場機能」をもつ釜ヶ崎には全国から労働者があつまり、とくにいまは、福島原発の作業員や建設職人の求人が集まる場となっています。携帯の所持やネットカフェ等でも身分証明がきびしくなるなか、釜ヶ崎にくる若者も少なくないと水野さんは話されます。



「生野コリアタウン」も「釜ヶ崎」も、どちらも日本、そして大阪です。現地に足を運び、空気を感じ、その地域の成り立ちや、生野で生きる、釜ヶ崎で生きるとはどういうことか、学び考へる機会になればと思います。ぜひご参加下さい。(写真・文 申佳弥)

※参加申込みは、第二〇回社会福祉研究交流会の要項ができてからの開始です。どちらも定員がありますので、ご了承ください。

●特集● 障害者の権利条約がいきる社会と日本

障害者の権利条約における平等回復のための三つの措置

	鈴木 勉	12
障害者の権利条約批准の意義	青木 道忠	14
障害者の権利条約 条文 (抜粋)		20
Q & A 障害者の権利条約を現場にいかすためにはどうすればいいの?		22
すべての人の医療費が無料化されるような社会に	米山 哮	27
どの子も発達を保障される施策を	坪倉 吉隆	28
家族を犠牲にした介護はもう限界	播本 裕子	29
条約を人権保障の羅針盤として生かそう	家平 悟	30
障害者権利条約どう生かす	福井 典子	31

●トピックス●

「オバケなんてないさ」を作曲! ——峯陽さんを囲むつどい	33
いま、大阪市の生活保護行政で、何が起きているのか	37
第20回研究交流集会への参加を呼びかけます!	43
社会福祉事業・社会福祉法人等の在り方検討で何が問われているのか	47

●連載●

フォーラム 福祉と平和——鷲谷善教先生のこと	河合 克義	54
あれから3年……釜石・東日本大震災を記録する会代表		
四、要望事項賛同者で「生活再建をめざす会」結成	前川 慧一	56
相談室の窓から 障害のある子どもの学ぶ場	青木 道忠	58
わらじ医者 早川一光の「よろず診療所日誌」	早川 一光	60
育つ風景 新人保育者	清水 玲子	62
いっぽいっぽの挑戦 (16)		
消費税増税とコミュニティ	繁澤 多美	64
映画案内 『めまい』	吉村 英夫	66
現代の貧困を訪ねて	生田 武志	68
『日本の奨学金はこれでいいのか? 奨学金という名の貧困ビジネス』を読んだ		
なにわ銭湯見聞録 (拾五)	ラッキー植松	70
いただきます!		
ふっくら、栄養たっぷりの おからハンバーグ	すみれ愛育館	72
研究ノート		
麦の郷実践が示す社会福祉実践の方向性について	兵頭 宏美	74
ホームレスから日本を見れば	ありむら潜	76
花咲け! 男やもめ	川口モトコ	77

●表紙の絵●
神門やす子



●カット●
川本 浩

障害者権利条約批准 新たなスタートラインに立って

一般社団法人
全日本視覚障害者協議会代表理事

たなか しょうじ
田中 章治さん

昨年一二月四日、第一八五回臨時国会において、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准が全会一致で承認されました。本年一月二〇日、わが国は正式な締約国となり、二月一九日をもって、条約は発効しました。私たちの長年の運動が実ったものであり、感慨もひとしおです。私たち全日本視覚障害者協議会（以下、全視協）は、一九六七年の結成以来、視覚障害者の自立と社会参加をめざして運動してきました。批准を契機に、さらなる権利保障運動を前進させ、条約の趣旨にそった施策の実現を政府に求めていく決意です。いま、私たちは、運動の羅針盤を得て、新たなスタートラインに立っています。

ところで、視覚障害者の三つの不自由といえば、歩行・移動の不自由、情報の摂取と発信の不自由、就労の不自由です。私たちは、これらの不自由の克服のため、日々活動しています。たとえば、駅ホームからの視覚障害者の転落事故が後を絶ちません。全視協の調査によると、二〇〇〇年以降、転落死亡一一件、骨折以上の重傷二二件、接車死亡一一件、接車重傷一一件の計三五件の重大事故が起きています。視覚障害者にとって駅ホームは「欄干のない橋」です。転落防止のための可動柵の設置が私たちの歩行権保障のために必要であり、その法的位置づけの明確化が不可欠と考えます。

別の問題では、先日関西地方のある県立図書館司書採用試験の募集要項に、「活字印刷文に対応できる者」という要件が記載されていました。これは事実上点字使用者を排



たなか しょうじ

1945年石川県に生まれる。先天性弱視であったが、20代で完全に失明。2009年に35年間勤務した東京都立中央図書館を退職。現在は、一般社団法人全日本視覚障害者協議会代表理事、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会副会長（他多数）をつとめる。盲導犬ニコラスをともなって行動している。

除しており、差別に当たります。各方面からの抗議により、県教育委員会は、次回の改善を約束しました。また、全国四七都道府県中、点字試験をまったく実施していない県が一四あると報告されています（「点字毎日」四六八八号）。私たちは、点字試験の制度化を求めて運動を強めようと心を新たにしています。

いま、障害者が六五歳で介護保険適用とされ、いままでの障害者総合支援法から外され、負担増と利用抑制が起っています。私たちは、障害者総合支援法第七条にある「介護保険優先原則」の早急な撤廃を求めます。これは、一般法が、憲法や締結した障害者権利条約が保障する権利をないがしろにする典型的な事例だからです。条約を締結するということは、この条約が憲法と一般法の間位置づけられることを意味します。それゆえに締約国には、条約との整合性をもたせるための法改正が求められるのです。

最後に私たちは、条約批准の一方で、第二次安倍政権による「くらしと平和・民主主義」へのかつてない攻撃が強められていることを大変危惧しています。消費税率の連続引き上げと自立自助、自己責任を基調とし、憲法二五条の生存権を否定する社会保障制度の解体が進められています。また、昨年末の「秘密保護法案」の強行、その後にくく解釈改憲による集団的自衛権の行使容認、そして憲法改悪という「戦争ができる国づくり」の危険な動きが進行しています。これらは、障害者権利条約の趣旨に逆行する動向であり、決して許されません。

特集 障害者の権利条約がいきる 社会と日本

※本特集で「権利条約」と記載されているものは、すべて「障害者の権利条約」を指します。

昨年一二月四日、参議院本会議にて障害者の権利条約が承認されてから半年が過ぎた。一四一番目（EUを含め）に締結した日本。ほとんどの障害者団体が条約批准を歓迎し、ここからが本場のスタートだ」と位置づけた。

障害者の権利条約は、第五六回国連総会（二〇〇一年）に特別委員会の設置が決定され、条約交渉を経て、二〇〇八年エクアドル政府が二〇番目の批准を行い、同年五月三日に発効した。日本の条約批准には、発効後五年半かかった。この歳月は、日本の障害者運動を大きく広げ、深め、そして成長させた。この時期は、自民党政権から民主党政権に移行し、また自民党政権に戻るといふ政治変貌の中での運動であった。同時に、東日本大震災、福島第一原発事故で、筆舌に尽くしがたい障害者や家族、事業所の人々の被災を体験し、いまま続く生活がある。

さまざまな障害者団体が、条約締結と関連国内法の乖離（かいり）を埋め、「障害者のことは、障害者自らが決める」という主体的な立場と運動を広げた。そして、国内法を整備しながら締結させる過程の検討会や審議会等への構成員を担って、運動と世論を背景に大きな到達と前進面を築き上げてきた。一方で、社会保障改革推進法や税と社会保障の一体改革などの動きは、法的拘束力から努力義務への後退や本誌六月号で紹介した六五歳問題など、条約と相反した動きもある。ましてや、他国に武力行使できる集団的自衛権の発動をくわだてる政権のもと、障害福祉だけが前進するとは考えられないのも事実だ。しかし、粘り強く共通の目標で取り組んできた障害者運動を重視し、その結束のなかの到達と、ほかの社会福祉運動におよぼした大きな教訓と激励は、集団的自衛権を憲法解釈で変更しようとする動きを、食い止める取り組みに連動することは間違いない。